

会計基準設定における姿勢の変化

- エンロン事件のもたらす負の副産物？ -

京都大学大学院教授 徳賀芳弘

- . はじめに - 問題提起 -
- . 概念の明確化
- . 原則主義 vs. 規則主義
(principle-based approach) (rule-based approach)
- . 会計方法の画一化と経済的実質の追求
- . おわりに

.はじめに

1. 資本市場の構造的な問題

(1) 資本市場の圧力と利益管理 (earnings management)

(2) 外部監査人は会計不正に対して無力

アーサー・アンダーセンのエンロンに対する

監査報酬 (2500万ドル) < コンサルティング報酬 (2700万ドル)

(3) アナリストの独立性の欠如

米国上院のCommittee on Governmental Affairsの公聴会
(2002年2月27日)

"The Watchdogs didn't Bark: Enron and the Wall Street Analysts"

2. 会計規制主体の行動

- 証券規制の危機において規制主体はどのような行動をとるか。



- 会計不正に対する罰則規定を強化。
- 経営者の裁量(会計的裁量と実質的裁量)の余地を縮小。



規制主体は会計基準の理論的な整合性を維持して信頼を
 図るという悠長な政策を放棄。

- SECは、かつて「会計不正に対するもっとも効果的な矯正法は[会計方法の]統一化である」と述べている。

3. 会計基準設定に対する姿勢

(1) 会計理論のレゾン・デートル (raison d'être)

- 会計理論は「会計基準のための理論」といわれてきた。会計理論は会計基準設定の際の規範的拠り所であると理解されてきた。
- 会計理論に依拠せずに会計基準の設定が行われるとすれば、会計理論のレゾン・デートルは危機に直面する。

(2)スケープゴートとしての規則主義

- 詳細で複雑な会計ルール及び当該会計ルールを
生み出す会計基準設定への姿勢 (rule-based
approach) が会計不正の原因の1つ。

詳細で複雑な会計ルールが利益管理 (earnings
management) の温床となっている。

- このような批判に応じて、FASBは「単純化及び法
典化プロジェクト: Simplification and Codification
Project」を組織。

[報告の趣旨]

本報告では、

- 「比較可能性」及び「経済的実質」の追求と「原則主義 vs. 規則主義」との関係。
- 原則主義は、会計基準における代替的会計方法の除去や例外の除去(画一化)を意味すると解釈されているようであるが、



- 画一方式(条件別統一方式)が適用される状況における会計理論の役割の変化。
- 画一方式のもたらす会計情報のrelevanceの変化。

. 概念の明確化

1. 比較可能性
 2. 任意選択方式と2つの統一方式
 3. 経済的実質
-

・概念の明確化

1. 比較可能性

(1)「同じものは同じように、異なるものは異なるように認識し表現する」

(2)比較可能性のパラドクス:以下の の併存。

「同一の事象に対して会計処理の弾力性を許容すれば比較可能性が低下する」。

「会計処理を統一すると比較可能性が低下する」。

(3)比較可能性のパラドクスの解消

は「同一の事象を異なった方法で処理する」ことから発生する比較可能性の低下。

は「異なった事象を同一の方法で処理する」ことから発生する比較可能性の低下。

. 概念の明確化

2. 任意選択方式と2つの統一方式

(1) 任意選択方式

(2) 無条件統一方式 (画一化方式)

- 経済的実質の相違に関係なく取引の形態 (通常は法的な形態) ごとに唯一の会計方法しか認めない統一方式。

(3) 条件別統一方式

- 経済的実質の相違に基づいて同一の事象と異なる事象とを区別し、異なる事象に対しては、それぞれに唯一の会計方法のみを容認する統一方式。
-

. 概念の明確化

3 . 経済的実質

(1) 経済的実質の多義性と特徴

- 連結財務諸表のケース: 支配
- リース取引のケース: 賃貸か販売
- 有価証券のケース: 将来CFの金額・発生確率・発生パターン・リスク



経済的実質に基づくという姿勢

(2)類似の事象と異なる事象とを識別するための概念としての「経済的実質」

(3)経済的実質の追求は条件別統一方式を要請する



条件についての詳細なルール = 規則主義的

. 原則主義vs.規則主義

(principle-based approach) (rule-based approach)

- 1 . 原則主義を巡る経緯
 - 2 . 原則主義の意味
 - 3 . FASBの対応
 - 4 . F A S B のProposalに対する反応
-

・原則主義vs.規則主義

(principle-based approach) (rule-based approach)

1. 原則主義を巡る経緯

- (1) IASBのDavid Tweedie会長の上院「Banking, Housing and Urban Affairs 委員会」での証言(2002年2月14日): 米国の会計基準は、原則主義を目指しているが、実際は規則主義である。
 - (2) SECのHarvey L. Pitt会長の同委員会での証言(同年3月21日): 規則主義に基づいて作成された会計基準では、経営者がルールを巡って取引を構築する会計的・財務的技巧をこらすことになる。
 - (3) the Sarbanes-Oxley Act of 2002: SECは2003年7月までに調査結果についての報告書を議会へ提出。
-

. 原則主義vs.規則主義

(principle-based approach) (rule-based approach)

2. 原則主義概念の不明確性

(1) 「true and fair view」型

- 「天網恢々疎にして漏らさず」
- 多くの特殊歴史的な条件を必要とする

(2) Conceptual Approach

- 7つの概念ステイトメントの存在
- 測定属性の未決定

(3) 詳細・複雑ではないこと・例外のないこと

. 原則主義vs.規則主義

(principle-based approach) (rule-based approach)

3 . FASBの対応

FASBの対応 : Simplification and Codification Project

- (1) Proposal: Principle-based Approach to US Standard Setting (2002年10月 - 2003年1月)
 - (2) Conceptual Framework の包括性の強化と修正
 - (3) alternatives とexceptions の排除
 - (4) true and fair view 型の採用？
-

. 原則主義vs.規則主義

(principle-based approach) (rule-based approach)

4 . FASBのProposalに対する反応

135通のコメント・レター

(1)原則主義の意味の不明確さに対する批判 (AICPA、KPMG、IMAほか多数)

- 原則主義を議論しているが、原則主義の定義がない。
(KPMG, 2002年, 12/4)
 - 米国の会計基準は、現在でも原則主義的に作られている。
誤導するような表現は止めるべき。
(AICPA, 2002, 12/2)
 - 原則主義とはConceptual Framework に依拠して会計基準を構築すること。(ABA, 他)
-

(2) 実行不可能・非実用的

- 原則主義は実行不可能ある。原則主義は「経営者は倫理的に行動する」という仮定を必要とする。(R.N. Anthony, 2003, 1/3)
- 会計基準は、これまで以上に作成者指向のものとなり、有用性を失う。(R.N. Anthony, 2003, 1/3. Intel Corp., 2002, 12/9)

(3) true and fair view についての賛否両論？

- 一般原則としてTFV override を支持するが、現行のルールはTFV と対立しない。(FEI, 2002, 12/6)

・会計方法の画一化と経済的実質の追求

1. 経済的実質の追求の放棄ではない画一化

(1) 「任意選択方式 画一化 = 条件別統一方式」:
 経済的実質を反映したケース

例. 投資税額控除についての繰延法 (deferral method)
 への画一化

(2) 「条件別統一方式 画一化 = 条件別統一方式」:
 経済的実質の捉え方が変化したケース

例. 解約不能リースの全面資産化: 販売か賃貸か 使用権の
 購入or 将来の確定的キャッシュ・アウトフロー

・会計方法の画一化と経済的実質の追求

2. 経済的実質の追求を放棄したと考えられる画一化

(1) 「任意選択方式 画一化 条件別統一方式」： 経済的実質の相違を無視したケース

例・研究開発投資の発生時の全額費用化

(経済的実質を考慮したルール例：資産性を有する研究開発投資のみを資産化する)

- 会計基準設定主体の行うべき判断：以下の と のどちらが問題か？

資産性の有無に関する経営者の裁量による会計情報の歪み。
 経済的実質の相違する取引・事象を同じように処理することによる会計情報の歪み。

(2)「条件別統一方式 画一化 条件別統一方式」: 経済的実質の相違を無視したケース?

例・有価証券の全面公正価値評価

(経済的実質を考慮したルール例: 経営者の保有意图別混合評価)

- 会計基準設定主体の行うべき判断: 以下の と のどちらが問題か?

保有意图に関する経営者の裁量による会計情報の歪み。

経済的実質の相違する取引・事象を同じように処理することによる会計情報の歪み。

. おわりに

これまでのFASBの動きから判断する限り、米国において true and fair view型の会計基準の上位概念が設けられるとは考えにくく、むしろ、これまでと同様のConceptual Framework型のアプローチが採用し続けられるであろう。



- ◆ 今回の会計改革は、代替可能な会計方法及び例外規定の除去に向けられる可能性が高い。
 - ◆ 画一化が「会計不信を払拭するための特效薬」として使われかねない。
-



会計基準設定における

事前(基準の理論的根拠・首尾一貫性の維持)・事後
 (解釈・正当化)の役割



事後の役割(正当化)のみへ縮小

